

横浜市立今宿小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月4日

改定日 令和6年3月12日

I いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、人格形成において深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校の学区の中には9つの町内会・自治会が組織され、地域の多くの方々が学校の教育活動に協力してくださっている。また道路一つを隔てて幼稚園・中学校と隣接し、この幼稚園から本校に入学し、隣接の中学校へ進学していく児童も多くいるので幼小中の連携を大切にしている。

社会のルールを守り安全で安心した学校や学級の風土を確立し、学力を定着させることで自信をつけ、自己有用感を高めていくことが、「いじめ」の未然防止につながると考える。そして「いじめ」を見逃さない体制を一層強化し、早期発見・早期対応にあたれるよう更なる教職員の意識の高まりや資質の向上を目指し、学校全体で「いじめ防止」に取り組んでいきたい。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成

本校の児童委員会を「学校いじめ防止対策委員会」と位置付けることとする。

構成員は、校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、各学年担当教諭、養護教諭とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

学校いじめ防止対策委員会は、毎週月曜日に開催する。校長は、いじめの疑いがある段階で直ちに臨時学校いじめ防止対策員会を開催する。当該委員会は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに対する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有化
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、それらの対応方針の決定・具体策の検討と保護者との連携を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

学校として

① いじめの未然防止

すべての子どもたちが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。そのためには人権教育全体計画及び指導計画をもとに教育活動を進める。そして横浜プログラムによって社会的スキルの獲得を狙っていく。また子どもたちの自己有用感を高め、豊かな人間関係を育むためにすべての子どもが参加・活躍できる授業づくりを行っていく。

② いじめの早期発見

普段の子どもたちの様子について学年全体や全校で情報を共有し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を築いていく。そしてYPアセスメントによって子どもたちの様子を把握したり、生活に関するアンケートや相談を定期的に行ったりして、いじめの早期発見に努めていく。

③ いじめに対する措置

いじめの疑いがあると報告を受けた際には、関係児童や保護者の協力も得ながら、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。そして、いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録を行う等、組織的に対応していくとともに、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童及び保護者へ寄り添った支援、加害児童及び保護者に対する指導・支援を継続的に行っていく。

また、いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報し、関係機関と連携していく。

④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめの行為が少なくとも3か月

止んでいること②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する対策を継続して講じていく。

⑤ 教職員への研修

年間計画をもとに、児童理解研修、社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の実施やアセスメント検討会によるクラス分析の研修等を実施していく。また、人権研修を行うことで、教職員の人権意識を高め、児童及び保護者に対して受容的・共感的な態度で接したり、児童の心理や行為・行動の背景にある人間関係を捉えたりできる能力を高める機会とする。

⑥ 学校運営協議会等の活用

今宿中学校区学校・家庭・地域連携事業、鶴ヶ峰中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	<ul style="list-style-type: none">・組織の役割の確認・専任の報告による全職員での児童理解・全児童にいじめについての指導・児童との面談実施・横浜子ども会議のテーマに沿った活動計画（児童ふれあい委員会）・人権月間の取組計画	基本方針HP更新 入学式、学校説明会、学年集会等で基本方針説明
5月	<ul style="list-style-type: none">・「いじめ早期発見のための生活アンケート①」実施。児童との面談実施（記名式アンケート・教育相談）・いじめアンケート①の分析、対応・いじめアンケート①のまとめ・YPアセスメント①の計画・準備	地域訪問の実施
6月	<ul style="list-style-type: none">・YPアセスメント①実施、分析・YPアセスメント検討会	学・家・地連（基本方針説明）
7月	<ul style="list-style-type: none">・横浜子ども会議中学校ブロック交流会参加、内容報告（児童ふれあい委員会）・SOS教育（社会的スキル横浜プログラム）の実施・人権研修	保護者面談
8・9月	<ul style="list-style-type: none">・横浜子ども会議への参加、内容報告（児童ふれあい委員会）	
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none">・YPアセスメント②の計画・準備・YPアセスメント②実施、分析・YPアセスメント検討会。・いじめアンケート②（いじめ解決一斉キャンペーン）実施。児童との面談実施	
12月	<ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート②の分析、対応。・いじめアンケート②のまとめ。・人権月間の取組実施。	保護者面談
1月		

2月	・横浜子ども会議中学校ブロック交流会参加、内容報告（児童ふれあい委員会）	
3月	・いじめ防止基本方針の見直し ・今年度の反省・まとめ、次年度への引き継ぎ	
年間	・担任の報告による全職員での児童理解 ・いじめ防止対策委員会（週1回・随時）	

保護者として

- ① どの子もいじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合には、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら共同して取り組む。
- ③ 学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、またはいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、相談窓口等に連絡する。

子どもとして

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談することなどに努める。

4 重大事案への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。学校いじめ防止対策委員会を中心に直ちに対処するとともに、再発防止を視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。またいじめを受けた児童や保護者に対して調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。また、横浜市いじめ防止基本方針を含めて随時見直しを行い適宜、適切な措置を講じる。改定を行った場合は、学校ホームページや保護者説明会等を通じて公表する。

いじめ防止に向けた提言

青少年の健全育成のために、子どもに関わる全ての大人に向けて

- 一 多様なコミュニティーを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供しよう。
- 一 地域・家庭が一体となって、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創ろう。
- 一 子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していくたくましい心を育てよう。

提言策定の理由と主旨

今年度、新型コロナウイルス感染症拡大予防のために、子どもたちは、「人とのつながり」が分断される状況を余儀なくされた。しかし、本来、人と関わることは、お互いに温かさや安心をもたらすことであり、孤立を防ぐことである。この社会状況を契機として、今、改めて「人とのつながり」の大切さについて考えていく必要がある。

いじめ防止対策推進法には、「いじめについては社会綱がかりで取り組むこと」、横浜市いじめ防止基本方針には、「特定の子供や立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むこと」と示されている。新型コロナウイルス感染症に伴う、偏見や差別の問題の発生、そうした問題に向き合うことを倦厭する社会の雰囲気から脱却し、改めて、大人も子どもも共に「いじめ」について考え、自分事として行動していくことは重要である。コロナ禍と言われる今だからこそ、社会全体で「いじめ」と向き合い、改めて「いじめ」の捉え直しをしていく必要があるのでないだろうか。

子どもに関わる全ての大人が、現実及び仮想も含めた多様なコミュニティーを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供していくこと。さらに、地域・家庭が一体となって、今まで以上に、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創っていくこと。そして、子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していくたくましい心を育てていくこと。子どもに関わる全ての大人が信頼関係を結び、関わり合える社会をつくっていくことは、温かく寛容な風土を醸し、子ども達を柔らかく包むことであり、社会全体で「いじめ」そのものを乗り越えていくことに他ならない。そこで、横浜市いじめ問題対策連絡協議会が、「いじめ防止に向けた提言」を策定・発信することを通して、市民全体が一丸となって、今後一層、取組を深化させていきたいと考える。